

病院だより

市民病院医事課
☎43-2511(代表)

“とびひ”は夏に多い皮膚病です

”とびひ”ってどんな病気ですか
皮膚に感染した黄色ブドウ球菌が作る毒素の作用で、びらん(皮むけ)や水疱(水ぶくれ)ができます。

水疱内の液の接触により全身随所に病巣を作ります。”とびひ”は伝染性膿痂疹の俗称です。

どんな症状がですか

皮膚に、うみを持ったびらん(皮むけ)や水疱(水ぶくれ)が生じ、時間がたつと黄色いかさぶたになります。

全身のどこにでもできますが、顔は特にできやすい場所です。

年齢にかかわらず発症しますが、子どもに多いのが特徴です。



予防法はありますか

虫刺されやかぶれを放置すると、そこに細菌が増殖して”とびひ”になることがあるので、早めに治療することが大切です。



”とびひ”にかかった人がいる場合は、患部に触らないようにしましょう。

感染を防ぐためには、タオルなどに直接触れるものは、共有しないようにしましょう。

”とびひ”になったら

毎日2回、泡立てた石けんを使って患部を洗い流しましょう。

普通、2週間以内にかさぶたになり、それがとれて治ります。治りにくい時や皮むけや水ぶくれが増えてくる時は、皮膚科で診察を受けてください。

石けんを洗おう

皮膚科部長 犬塚学

国保ガイド

高齢者受給者証を更新します

高齢者受給者証を7月下旬郵送

国民健康保険(国保)に加入している70歳以上の方(老人医療受給者は除く)へ新しい高齢者受給者証を郵送します。

8月1日(火)からは、古い高齢者受給者証(クリーム色)は使えません。新しい高齢者受給者証(藤色)を利用してください。

7月31日(月)までに届かない場合は、市役所1階市民課国保年金係または、支所1階市民サービス課窓口係までお問い合わせください。

国保保険証と高齢者受給者証を提示してください

国保保険証と

高齢者受給者証を医療機関の窓口で提示してください。

高齢者受給者証を提示しないと自己負担が2割になります。



減額認定証の更新をお忘れなく

減額認定制度は、国保に加入している方が病院などに入院した場合、医療費の自己負担限度額や食事代が減額される制度です。

70歳以上(65歳以上の老人医療障害認定者を含む)は、食事代と医療費。69歳以下は食事代のみが減額の対象です。現在「減額認定証」を持っていて、引き続き対象になる方には、7月上旬に申請書を郵送します。早めに更新の手続きをしてください(収入の増加や世帯員の異動などで認定されない場合もあります)。

対象 国保に加入している全員と世帯主が市民税非課税の世帯の方
持ち物 国保保険証、70歳以上の方は高齢者受給者証

申請場所 市役所1階市民課国保年金係、支所1階市民サービス課窓口係
申請した月の1日から減額が適用されます。

☎市民課国保年金係

市民サービス課窓口係

☎23 9212

☎44 3113

